

「環境権」の権利構造

玉 蟲 由 樹*

- I はじめに
- II 環境権の保護法益
 - (1) 生命・身体・健康にかかわる法益
 - (2) 人格にかかわる法益
 - (3) 財産にかかわる法益
 - (4) 環境そのものにかかわる法益
- III 環境権は国家に何を要求するのか
 - (1) 国家による侵害に対する防御
 - (2) 第三者による侵害に対する防御（保護）
 - (3) 国家による義務の履行
- IV 結びにかえて

I はじめに

現代の国家が、環境を保全することを基本的任務のひとつとする、いわゆる「環境国家（Umweltstaat）」であるということは、日本の憲法学におけ

*福岡大学法学部教授

¹ 「環境国家」という語はドイツの憲法学・環境法学において多用されるものである。たとえば、クレプファーによれば、環境国家とは「環境を損なわないことを任務とし、そのことを判断の基準および手続目的とする国家」を意味する（Michael Kloepfer, *Umweltschutz und Recht*, 2000, S. 14）。また、ヴァールによれば、「環境保護は、もはや国家の多数の任務のうちの一つなのではなく、まさにこれこそが現代国家の任務であり、国家の正当化はこの任務を十分に達成できるかどうかにか依存しているといつてよい」とされる（ライナー・ヴァール

る共通認識となりつつある¹。しかし、その一方で、環境保全の任務を法的にいかなるレベルに位置づけ、実現していくか、という点については、十分な意見の一致が見られていない。すなわち、環境保全を憲法レベルで要求し、義務づけるのか、それとも単純法律レベルにおいて、立法政策上の課題として理解するのかは、未だに解決されていない問題である。ここでは、環境保全を憲法に根拠づけることが果たして意味のあることであるのかも含めて、なおも議論の余地があるだろう。

また、かりに環境保全を憲法レベルで要求するとしても、これを個人の主観的権利として構成して、そこから国家の義務を導き出すのか、それとも国家目標のようなかたちで客観的な義務づけを行うのか、という問題は、近年、憲法学の領域で論争的に語られることでもある²。前者のアプローチは、「環境権」という憲法上の権利をめぐる議論として展開されてきた。しかし、1970年代に環境権が提唱されて以来、学説においては環境権を認めるのが多数説であるとされるにもかかわらず、この権利が憲法解釈論としても、あるいは憲法改正論としてもそれほどの成果を挙げられていないことは明らかである。こうしたことから、憲法学においても、後者のアプローチが有力に提唱されつつある³。

本稿では、以上のような議論状況を前提としつつ、環境権の権利構造を整

(小山剛＝吉村良一訳)「環境保護と憲法」立命館法学237号(1995年)1114頁)。「環境国家」をめぐる議論については、さしあたり、青柳幸一『個人の尊重と人間の尊厳』(尚学社、1996年)162頁以下、岩間昭道「ボン基本法の環境保全条項(20a条)に関する一考察」ドイツ憲法判例研究会編『未来志向の憲法論』(信山社、2001年)269頁以下を参照。また、藤井康博「環境法原則の憲法学的基礎づけ・序論(1)～(4・完)」早稲田大学大学院法研論集126号175頁以下、127号147頁以下、128号115頁以下(以上、2008年)、129号(2009年)231頁以下も参照。

² この点につき、松本和彦「憲法における環境規定のあり方—憲法研究者の立場から」ジュリスト1325号(2006年)82頁以下を参照。

³ 松本・前掲注2・84頁以下を参照。

理することを目的とする。従来の環境権の主張は、裁判所判決も多く指摘するように、その概念が不明確・不確定であることを問題とされてきた。これは至極もつともな指摘であった。これまでの環境権は、そこに含まれる権利主張の内容が、保護法益や国家に対する要求という面において、多様すぎたのである。環境権が国家に環境の保全を要求することを本質とするとしても、いったいどのような理由からそれが要求されるのか、具体的にいかなる行動が国家に要求されるのかは、権利の構造上、明らかにしておかなければならない事柄である。

そこで以下では、従来の、きわめて広範かつ多様な主張を含む環境権論を一応の前提としながら、そこに含まれる権利主張について、保護法益の面（Ⅱ）と国家への要求の面（Ⅲ）での整理を行う。まず、保護法益については、（１）生命・身体・健康にかかわる法益、（２）人格にかかわる法益、（３）財産にかかわる法益、および（４）環境そのものにかかわる法益が区別されるべきであろう。また、国家への要求については、（１）国家による侵害に対する防御と（２）第三者による侵害に対する防御（保護）とが区別されなければならない。

Ⅱ 環境権の保護法益

（１）生命・身体・健康にかかわる法益

前述のように、環境権が環境の保全を要求する権利であるとしても、環境保全がいかなる理由から要請されるのかは、保護法益の問題として重要である。保護法益が何であるかは、権利の保護領域を決定する要素であり、これについての検討なしに憲法上の権利を語ることはできない⁴。

環境権の保護法益としてまず考えられるのは、生命・身体・健康にかかわ

⁴ 小山剛「憲法上の権利」の作法（新版）（尚学社、2011年）24頁以下を参照。

る法益である。環境汚染が、結果として人の生命・身体・健康に対して危険を生じうるものであることは、環境権をめぐる議論の初期段階においてすでに意識されていた⁵。1950年代から60年代にかけての公害問題は、環境汚染が人間の生命・健康に対する被害を生じさせた典型的なケースであったし、これが環境問題の重要性を認識させるきっかけとなったことは日本の状況の特徴でもあったのである⁶。

環境汚染が人の生命・身体・健康に対する危険をひき起こすような場合に、こうしたきわめて重要な法益を保護することを目的として、環境保全の必要性が生じるのは当然であろう。ただし、このとき、環境保全はあくまで生命・身体・健康という法益保護のための手段であり、それ自体が目的となるわけではない。そうだとすると、ここでいう環境権は、生命・身体・健康にかかわる法益を保護する権利を意味することになる。

生命にかかわる法益を保護する憲法上の権利としては、13条後段が保障する生命権がある。13条後段にいう「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」については、「三者を積極的に区別して論ずべき理由に乏しい」としてこれらを実体的にはひとつの権利と解するのが通説的な立場であるが⁷、近時は生命権の独自性を主張し、これを個別の権利として理解する立場も有力に示されている⁸。しかしながら、どちらの立場においても、生命が憲法

⁵ 大阪弁護士会環境権研究会『環境権』（日本評論社、1973年）62頁以下、松本昌悦『環境破壊と基本的人権』（成文堂、1975年）14頁以下を参照。

⁶ ドイツとの対比においてこのことを指摘するものとして、松浦寛「西ドイツ基本法における『環境基本権』の法的地位と性格」阪大法学114号65頁以下を参照。

⁷ 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『注解憲法Ⅰ』（青林書院、1994年）276頁（佐藤幸治執筆）を参照。

⁸ 嶋崎健太郎「憲法における生命権の再検討—統合的生命権に向けて—」法学新報108巻3号（2001年）31頁以下を参照。なお、結論において生命権を独自に構成することに批判的であるが、この点に関する議論を的確に整理するものとして、齊藤正彰「生命についての権利」高見勝利・岡田信弘・常本照樹『日本国憲法解釈の再検討』（有斐閣、2004年）75頁以下を参照。

上の保護法益であり、これについての権利が13条によって保障されているという点では対立がない。したがって、国民の生命が環境汚染によって危険にさらされている場合、たとえば飲み水が著しく汚染されたり、大気が呼吸に支障が出るほどに汚染されたりするような場合には、13条にもとづく権利主張の可能性が生じるだろう。ここにいう「生命」は、純粹に自然科学的に理解されるべきものであり、人間の生存の物質的・生物学的な基礎を意味すると考えられる⁹が、こうした意味での生命の維持は、特定の環境条件、たとえば飲用可能な水、呼吸可能な大気などを前提とするのである¹⁰。

これに対して、身体・健康については、刑事手続との関連で保障される身体的自由に関する諸権利以外には、明文の規定がない¹¹。13条の生命権も、生命に対する危険に至らない侵害には保障が及ばないとも考えられ、単なる身体・健康への侵襲には適用されない可能性もある¹²。しかし、通説的見解は、13条の保障内容に刑事手続と関連しない身体的自由が含まれていると解

⁹ 日本の憲法学において、13条にいう「生命」が何を意味するのかが意識的に議論されることは稀である。ここで示した理解は、ドイツにおける基本法2条2項で保障される「生命権」の解釈においてほぼ一致して示される理解である。たとえば、vgl. Helmuth Schulze-Fielitz, in: Horst Dreier (hrsg.), Grundgesetz-kommentar, 2. Aufl., Bd. I, 2004, Art. 2 II, Rdnr. 25, Dietrich Murswiek, in: Michael Sachs (hrsg.), Grundgesetz Kommentar, 6. Aufl., 2011, Art. 2, Rn.141.

¹⁰ Vgl. Christian Calliess, Rechtsstaat und Umweltstaat, 2001, S. 302.

¹¹ 「健康」については、文言上は憲法25条に規定があるが、25条が健康そのものを保護法益とするものであるかは明らかではない。

¹² この点、嶋崎・前掲注8・53頁は、ドイツの議論を参考としながら、「身体への傷害は生命の危険につながるので、両者を区別することは不可能」であることを理由として、「13条の生命権は、生命権それ自体とともに身体の不可侵権を保障する」と結論づける。嶋崎の場合、通説のように幸福追求権を包括的権利とせず、生命権の独自性を主張し、かつ自由権や幸福追求権ではなく生命権に身体の不可侵性に関する保障を読み込む点で特徴的である。しかし、身体への侵襲には生命に損害を与えるレベルのものもあれば、まったく生命に対する影響をもたないものもありえよう。こうした侵襲の程度の広さからすれば、いったん侵害されると権利の本質がきわめて強度に損なわれる生命権に身体の不可侵性に関する保障をそのまま含めるとするのは、保護領域を不明確にするおそれがある。

している¹³。環境汚染によって人の身体に何らかの被害が生じるようなケースは、刑事手続とは関連をもたない身体侵害のケースであり、13条が保障する一般的な意味での身体の自由が妥当しうる場面ということになろう¹⁴。このとき、身体の自由は、身体の完全性・不可侵性を前提として、身体へのあらゆる意味での侵襲を原則として禁じるものである¹⁵。身体への侵襲には様々なケースがありうるが、身体の完全性は、それが損なわれていない状態としての身体的健康の保障をも要求する¹⁶。したがって、身体への侵襲は、物理的侵襲の他に、健康被害のような病理的侵襲をも含む。

¹³ 樋口ほか・前掲注7・276頁以下（佐藤執筆）によれば、幸福追求権が「人格的利益を内容とする包括的権利」であり、そこには「①身体の自由（生命を含む）、精神活動の自由、③経済活動の自由、④人格価値そのものにつわる権利、⑤人格的自律権（自己決定権）、⑥適正な手続的処遇を受ける権利、⑦参政権の権利、など」が含まれるとされる。このときの「身体の自由」は、「刑事目的以外の行政目的のための身体の拘束というような場合等に限られてくる」とされるように、刑事手続と関連しない一般的な意味での身体の自由を意味する。芦部もこれに一定の評価を与えるが、身体の自由については、刑事手続に関する規定が存在することから「13条の働く余地はほとんどなくなる」と述べる（芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』（有斐閣、1994年）351頁）。これは、環境汚染などが単なる事実状態であるとの認識にもとづく議論であろうが、環境国家においてこのような議論が維持できないことは明らかであろう。

¹⁴ 松本和彦「原発事故と憲法上の権利」斎藤浩編『原発の安全と行政・司法・学会の責任』（法律文化社、2013年）121頁以下が、原発事故によって生じる原発災害避難者および原発作業員の「生命及び身体の権利（憲法13条）」への侵害について論じているのも、この文脈において理解される。

¹⁵ この点、身体への侵襲の程度の軽微性によっては、身体の自由の侵害に当たらないケースがありうるとの見解も考えられるところである（いわゆる「些細な事柄についての留保（Begrüßungsvorbehalt）」あるいは「要求可能問題（Zumutbarkeitsfrage）」）。たとえば、頭髮の切断や脳波測定などの苦痛を与えることも健康を害することもない身体への侵襲は、そもそも身体への自由への侵害に当たらないとされる場合などが、こうした見解に該当する。しかし、侵襲の程度の軽微性は、侵害の存在を否定するものではなく、侵害の正当化を容易にするものと解すべきである。詳しくは、玉虫由樹『人間の尊厳保障の法理—人間の尊厳条項の規範的意義と動態』（尚学社、2013年）370頁以下を参照。

¹⁶ これもまた、ドイツにおける身体の不可侵性に対する権利（基本法2条2項1文）に関する一般的な立場である。Vgl. Schulze-Fielitz, a. a. O. (Fn.9), Rdnr. 33ff.

このように考えると、環境汚染によって人の生命・身体・健康への介入が生じる場合には、これに対する侵害防御は13条によって憲法上十分に根拠づけられることとなる。ここでいう環境権は、生命権・身体自由のバリエーションにすぎないのであって、原因となる行為が環境汚染行為であるという点で特色をもつにとどまるであろう。原因となる行為が環境汚染行為かそれ以外の行為かという問題は、権利そのものの性質やカテゴリーを左右するものではなく、あくまで権利の実現をどのように図るかという問題にかかわるものというべきである。したがって、生命・身体・健康にかかわる法益を保護法益として環境権が主張される場合、この権利を特別に憲法上根拠づける必要はない。むしろ、憲法13条にもとづく生命権・身体自由の保護領域のもとで、具体的な侵害行為に対する対応策を考慮することで十分に目的が達成される¹⁷。

（2）人格にかかわる法益

生命・身体・健康にかかわる法益は、人間の生存の物質的・生物学的な条件を保護しようとするものであり、その意味ではかなり限定的な保護領域しかもたない。それゆえ、環境保全が要求されるケースもこの法益との関連では限定的である。人の生命・身体・健康に害を及ぼすような環境汚染に対してでなければ、環境保全は要求しえないのである。しかし、環境汚染によって引き起こされる被害は、必ずしもこうした生命・身体・健康への加害に直

¹⁷ 千葉地裁木更津支判平17・5・12判タ1198号230頁は、安定型産業廃棄物最終処分場の建設、使用、操業の差止を求めた事案において、「身体的人格権」にもとづいて「本件処分場から有害物質が流出して身体の健康さらには生命に影響が及ぶのを阻止」する必要を認め、処分場の建設、使用、操業の事前差止を認めた。ここでは「身体的人格権」という語が用いられているが、内容的には生命権・身体自由にもとづく環境保全の要求が問題となっていると見てよいだろう。近時の同様のケースとして、他に、徳島地判平16・1・14(判例集未登載)、名古屋地判平15・6・25判時1852号90頁などがある。

結するようなものばかりではあるまい。たとえば、付近住民の健康を害するまでの危険を含まない騒音の拡散、日照妨害、悪臭などを含む大気の汚染、軽微な水質の汚染などがこれにあたる。こうしたニューサンスを阻止することは、生命・身体・健康にかかわる法益によっては根拠づけられない。こうした生命・身体・健康に対する侵害に至らない程度の介入に対する防御を根拠づける憲法上の法益のひとつとしては、人格にかかわる法益がありうるであろう¹⁸。

ここでいう人格にかかわる法益は、人間の生存の精神的な条件を保護するものである。人間の生存は、単に物質的・生物学的な条件さえ存在すればその尊厳に適うというものではなく、人格的存在であるためにも精神的な条件の充足をも要求する¹⁹。しかし、こうした精神的な条件は生命・身体・健康にかかわる法益によってはきわめて限定的にしか把握されないものである。その意味で、人格にかかわる法益は、生命・身体・健康にかかわる法益の周りに、この範囲を越えて同心円状に存在しつつ、人間の生存の精神的条件をカバーしている。

人格にかかわる法益を保護する権利は、しばしば人格権と呼ばれる。人格

¹⁸ これに対して、広中俊雄は、生命・身体を害するに至るような環境悪化を生じさせる行為のみを人格秩序に反するものとし、それに至らないような行為については人格秩序の外郭秩序である「生活利益秩序」に反するものと理解する（広中俊雄『民法綱要第1巻総論上』（創文社、1989年）14頁以下）。この立場においては、ニューサンスの阻止は、人格にかかわる法益のような主観的利益とは切り離された、客観的な法益の保護に資するものと理解されている。したがって、この場合、「人格」という言葉は本稿で理解するよりも狭いものを意味しており、むしろ生命・身体・健康にかかわる法益のみを意味するものとして理解されているということになろう。憲法論での「人格権」と民事法論での「人格権」との違いについて、中山充『環境共同利用権』（成文堂、2006年）293頁以下を参照。

¹⁹ デューリッヒが人間の尊厳と最低限度の生活の保障との関連において、「最低限の外的、物質的な生命・生存条件を欠いては、人間それ自体がその尊厳の本質をなすもの、すなわち自由な判断で非人格的な環境を克服するという能力をもたない」と述べたのも、こうした関連性のなかで理解されるべきであろう。Günter Dürig, in: Teodor Maunz, Günter Dürig, Roman Herzog, Grundgesetz Kommentar, Art. 1, Rn.43.

権についても、憲法上明文の規定は存在しないものの、学説・判例ともにこれが憲法13条後段の幸福追求権に含まれることについては広い一致が見られる²⁰。しかし、人格権の射程や人格権にもとづく環境保全の要求が認められるか否かという問題に限っていえば、とりわけ裁判所判決に立場の違いが見られる²¹。

人格権にもとづく環境保全の要求について、その可能性を認めたのは、よく知られているように大阪国際空港公害訴訟控訴審判決²²であった。大阪高裁は、「個人の生命、身体、精神および生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであつて、その総体を人格権ということができ、このような人格権は何人もみだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対してはこれを排除する権能が認められなければならない」と述べるとともに、このことの憲法上の根拠を憲法13条・25条に求めた。さらに大阪高裁によれば、疾病をもたらす等の身体侵害行為だけでなく、「著しい精神的苦痛を被らせあるいは著しい生活上の妨害を来たす行為に対しても」侵害行為の排除や侵害行為の予防的禁止を求めることができるとされる。ここでは、人格権の保護領域に「生命、身体」もが含まれているため、本稿での整理よりも広い解釈が採用されている²³が、「著しい精神的苦痛を被らせあるいは著しい生活上

²⁰ たとえば、芦部・前掲注13・359頁以下。また、北方ジャーナル事件最高裁判決（最大判昭61・6・11民集40巻4号872頁）で「人格権としての個人の名誉の保護（憲法13条）」との説示が見られるように、判例の立場も人格権＝憲法13条の問題との見方を示すものであろう。

²¹ 判例の動向については、中山・前掲注18・10頁以下の注23、24が詳しい。また、井上典之「憲法問題としての環境裁判の現在—環境権・人格権と差止請求の概観—」ドイツ憲法判例研究会編『未来志向の憲法論』（信山社、2001年）298頁以下も参照。

²² 大阪高判昭50・11・27民集35巻10号1881頁。

²³ 本稿では、生命・身体・健康については生命権、身体的自由による保護を想定しているが、判例においては、注17で示した千葉地裁木更津支判のように、「身体的人格権」といったかたちで生命・身体・健康にかかわる法益を人格権の一内容としてカバーするものも多く見られる。また、学説においても、生命・身体・健康の保護を人格権の名の下で想定するものが見られる（たとえば、芦部・前掲注13・359頁を参照）。これらは、本稿で区別した生命・身

の妨害を来たす行為」からの自由が憲法13条ないし25条によって根拠づけられるとの理解が示されており、人間の生存の精神的条件の充足が憲法的保護の対象となっている。

これに対して、人格権の射程を限定的に解し、人格権にもとづく環境保全の要求に消極的な立場をとった判決としては、名古屋新幹線騒音訴訟控訴審判決²⁴がある。名古屋高裁は「人格権の侵害という名の下に主張するところは、騒音振動による身体の侵襲をいう限りにおいて正当である」としつつ、「ここにいう身体の侵襲は、…騒音振動の特質から、その質または（及び）量によって社会通念上画される一定の限界を超えた場合においてはじめて法律上許されないものとなる」との受忍限度論を展開し、差止めを認めなかった。ここでは、人格権によって要求されるのは「身体の侵襲」からの保護であるとの見方が示され、「日常生活に対する妨害、静穏に対する妨害」からの保護は「その結果として」生じるにすぎないとの理解がなされている。つまり、名古屋高裁は、人間の生存の精神的条件をカバーするものとしての人格にかかわる法益を人格権によっては把握していないということになる²⁵。

大阪国際空港公害訴訟での大阪高裁のように、人格権は人間の生存の精神

体・健康にかかわる法益と人格にかかわる法益とを一体のものとして捉え、人格権に包括的に帰属させる理解であるといえよう。しかし、憲法上の根拠が13条後段であることや、それらが侵害防御の機能を果たすとの理解については、本稿での立場とこれらの立場との間に本質的な違いはないと思われる。あくまで、生命・身体・健康にかかわる法益の保護について「生命権、身体的自由」という用語を用いるか、「(身体的)人格権」という用語を用いるかの違いに過ぎないと考えてよいだろう。この点で、注18で問題としたような「人格」の理解の仕方の違いとは意味が異なる。

²⁴ 名古屋高判昭60・4・12判時1150号30頁。

²⁵ この点では、注18で示した分類に近い立場が採用されているとあってよいだろう。なお、本訴訟の第1審判決（名古屋地判昭55・9・11判時976号40頁）では、「精神的、現実的生活の自由、平穏も、人間の存在に必要、不可欠の人格的生活利益であると認めざるをえないのであり、これらも、実定法上の規定なくして、人格権の具体的権利たり得るものと解するのが相当」との立場が示されており、人間の生存の精神的条件をも人格権が保護するとの理解が採用されている。

的条件の充足をもその射程としていると考えれば、こうした人間の生存の精神的条件を害するような環境汚染に対しては、人格権による侵害防御の可能性が肯定される。これに対して、名古屋新幹線騒音訴訟での名古屋高裁のように、人格権の射程を生命・身体・健康にかかわる法益の保護に限定すれば、ニューサンスの阻止が人格権によって要求されることはほとんど考えられないであろう。しかし、北方ジャーナル事件最高裁判決での人格権の承認は、この分野においても影響を及ぼしたとされ²⁶、いわゆる「平穏生活権」にもとづく侵害行為差止の可能性を認めた横田基地騒音公害訴訟控訴審判決²⁷以降は、生命・身体にかかわらない人格権にもとづく環境保全の可能性が認められる傾向が強くなっている²⁸。

このことからすれば、生命・身体・健康に対する侵害に至らない程度の介入に対する防御は、人格権を根拠として主張されうるものであると見てよいだろう。このとき、人格権侵害が環境汚染によって引き起こされることや、

²⁶ 五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003年）243頁を参照。

²⁷ 東京高判昭62・7・15判時1245号3頁。それによれば、「人は、人格権の一種として、平穏安全な生活を営む権利（以下、仮に、平穏生活権又は単に生活権と呼ぶ。）を有しているというべきであつて、騒音、振動、排気ガスなどは右の生活権に対する民法709条所定の侵害であり、これによつて生ずる生活妨害（この中には、不快感等の精神的苦痛、睡眠妨害及びその他の生活妨害が含まれる。）は同条所定の損害というべきである（右の生活権は、身体権ないし自由権を広義に解すれば、それらに含まれているともいえるが、それらとは区別して右に述べたような意味で使うこととする。これは被害の態様からみると身体傷害にまでは至らない程度の右のような被害に対応する権利である。）」とされ、「人格権としての生活権又は身体権に対して侵害を受けた者は、…現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害行為を予防するため、侵害行為差止請求権を有するもの」だとされる。ここでは、生命・身体・健康に対する危害にまでは至らないような、不快感等の精神的苦痛、睡眠妨害及びその他の生活妨害からの自由を含めて、人格権がきわめて広く解されているということとなる。

²⁸ 横田基地騒音訴訟控訴審判決と同様の論理によって、生命・身体にかかわらない人格権にもとづく環境保全の可能性を認めた最近の判決としては、東京地判平22・8・31判時2088号10頁、横浜地裁横須賀支判平20・5・12訟月55巻5号2003頁、東京高判平14・6・4判時1794号48頁などがある。

要求される防御措置が環境保全であることは、平穩生活権などを人格権によってカバーする現在の裁判所の判断傾向からすれば、とくに問題とならない。したがって、こうした意味での環境保全の要求も、人格権の主張の一環として理解されうるものである。そうだとすれば、ここでも環境権を個別に構成する必要はない。少なくとも、生命・身体・健康に対する侵害に至らない程度の介入を阻止しようとする意味での環境権は、原則として人格権のバリエーションと考えて差し支えないであろう。

ここで問題が生じるとすれば、人格権の射程をどこまで拡大するかであり、この点については、その根拠条文である13条後段をどのように解釈するかを議論する必要がある。幸福追求権は一般的行為自由をも保障していると理解して、自由行使の内容を考慮した限界をもつものではないとするのであれば、人格権や、同じく幸福追求権によって保障される私生活上の自由の射程は限りなく拡大する。そこでは、圏央道工事差止請求事件²⁹において原告によって主張された「豊かな自然環境の享受によって、精神の解放感など人間としての豊かさを受ける権利」のような権利主張が、人格権や私生活上の自由の一内容をなすものとして承認される余地も生じるであろう³⁰。

²⁹ 東京地裁八王子支判平19・6・15訟月57巻12号2820頁。原告らは環境権、自然景観権などと並んで、人格権の一内容としての「豊かな自然環境の享受によって、精神の解放感など人間としての豊かさを受ける権利」を主張したが、東京地裁八王子支部は、こうした権利は「原告ら各人の生命やその基盤となる身体の健康状態及び精神的自由という個別具体的な権利と離れた一般的、抽象的なもの」であり、これを差止請求の根拠とすることはできないと判断した。

³⁰ この点、ドイツにおいては、基本法2条1項が保障する人格の自由な発展の権利は一般的行為自由を保障していると解するのが通説・判例の立場であるため、「自然享受を求める基本権上の防御権」がそこから導き出されるとの立場も有力に示されている。Vgl. Calliess, a. a. O. (Fn. 10), S. 306. また、日本においてこれと同様の立場を示していると思われるのが、松浦寛である。松浦によれば、幸福追求権からは「身体的強壮さの増進や精神的活動の積極的發展に対する阻害要因に煩わされない」との保障が導き出されるという（松浦寛「環境権の根拠としての日本国憲法13条の再検討」榎原猛先生古稀記念論集『現代国家の制度と人権』（法律文化社、1997年）164頁以下）。

（3）財産にかかわる法益

生命などの危険に至らない介入に対しては、財産にかかわる法益を保護することを目的として環境保全が要求されることもある。個人や法人の私有財産に含まれる、農地、森林、植物、動物といった環境財は、何らかの環境作用によって損害を受けることがありえる。たとえば、大気や水の汚染、あるいは他人の土地の土壌汚染などによって農地が汚染され、農作物が被害を受けるとか、あるいは農作物の生産そのものが行えなくなるようなケースはこれにあたるだろう。また、騒音等によって土地の利用方法が制限される（居住用としては使えなくなる）こともこうしたケースに該当するとされる³¹。こうした場合には、環境汚染に対する防御という観点において、財産にかかわる法益を保護する財産権が重要な意味をもつ。

財産権が環境保全を求める権利の根拠となりうることは、いわゆる「環境権」が主張された当初から意識されていた。たとえば、「環境権」論の出発点として位置づけられる大阪弁護士会環境権研究会による主張のなかには、「環境権は、財産権的側面をもっている」との見解も見られる³²。この見解では、土地所有権を例に、「土地所有権も、環境を利用する権能なしには、

³¹ 桑原勇進「環境権の意義と機能」ジュリスト増刊『環境問題の行方』（有斐閣、1999年）42頁を参照。なお、裁判例においては、産業廃棄物中間処理施設から排出されるダイオキシン類などの有害物質が、「大気に飛散し、土地に蓄積されることによって、住宅敷地としての使用に耐えなくなるおそれがあり、その所有権を侵害される蓋然性がある」ことを理由のひとつとして施設の操業停止の仮処分を認めたものがある（津地裁上野支決平11・2・24判時1706号99頁）。

³² 大阪弁護士会環境権研究会・前掲注5・17頁（沢井裕執筆）を参照。ただし、こうした意見は、研究会が「その後全体として、生存権説にいちじるしく傾斜した」ため、他のメンバーによる環境権論においては「否定的」であるとされる。なお、富永猛『「環境権」考（2）」八幡大学論集32巻4号（1982年）23頁以下は、ドイツの基本法14条1項で保障される財産権の解釈を参照しつつ、「環境権の法益還元より、その重要な一部として“財産・物権的法益”も検出され」ことから、環境権の根拠規定としては憲法29条1項も「一定程度で措定される」と述べる。

無価値であり、「土地に動植物を飼うことは、土地所有者のなしうるところであるが、これはまさに大気・水のような第一次的環境の利用なしには、不可能である」との認識が示され、「したがって、環境汚染に対しては、…土地所有権によっても排除しうる」ことが主張されていた³³。また、裁判例のなかにも、財産にかかわる法益の保護を根拠のひとつとして環境汚染に対する差止請求を認めるものがある。たとえば、ごみ焼却場が建設され、操業されることによって、健康上、財産上の被害を受け、その被害は受忍限度を越える蓋然性が高いことを理由として、付近住民は「人格権、土地（宅地・農地）・建物（居宅・作業場）の所有権・賃借権・占有権、水利権・引水権に基づいてごみ焼却場建設工事の差止請求権を有する」とした判決³⁴などはその一例である。

憲法上、財産にかかわる法益を直接に保護するのは、憲法29条が保障する財産権である。この憲法上の権利によって保護された「財産」は、権利行使を実現するために、健全な環境的基盤を必要とすることがある。先ほどの例を用いれば、ある土地を農地として使用するためには、農作物の生産に必要な大気、水、土壌の健全さが保たれていなければなるまい。こうした財産の環境的基盤は、環境汚染によって脅かされる。特定の環境的基盤を必要とする財産が環境汚染によって損害を受けた場合には、当該財産について生じる財産権もまた侵害されていることとなろう。したがって、財産権は、その保護領域において、環境保全を要求しうるのである。

財産にかかわる法益の保護を理由として環境保全が要求されるためには、私有財産に対する被害とそれにもとづく財産権の侵害が論証されなければならないが、このことさえ満たすことができれば、財産権も環境保全を求める

³³ 大阪弁護士会環境研究会・前掲注5・18頁（沢井執筆）を参照。

³⁴ 徳島地判昭52・10・7判時864号38頁。同様の判断を示したものとして、松山地裁宇和島支判昭54・3・22判時919号3頁、長野地裁松本支判平12・1・26判時1752号115頁などがある。

憲法上の根拠となりえる³⁵。つまり、環境汚染によって私有財産が侵害されるようなケースにおいては、環境権の主張は財産にかかわる法益の保護を求める権利、すなわち財産権のバリエーションのひとつと理解することができるのである。

（４）環境そのものにかかわる法益

このように見てくると、環境保全を求める権利主張は、環境保全が生命・身体・健康や人格、あるいは財産にかかわる法益を保護するために要求されるような場合には、それぞれ「生命権・身体的自由」、「人格権」、「財産権」の保護領域に含まれることになる。これらのケースにおいては、あくまで環境保全は目的達成のための手段として位置づけられる。ここで行われているのは、「生命権・身体的自由」、「人格権」、「財産権」の主張の一内容としての環境保全の要求であるにすぎない。したがって、環境汚染によってこれらの個人的・主観的な法益の侵害が生じている場合には、それぞれの既存の憲法上の権利を根拠として環境保全を主張すればよい。ここにおいては環境権を独自の権利として構成する理由は存在しないのである³⁶。

これに対して、環境権が独自の意義を有するとすれば、それは環境そのものを法益とする場合、言い換えれば、個人的・主観的な利益を離れて、環境

³⁵ ただし、財産権が環境保全を要求する根拠となるだけでなく、環境汚染の根拠ともなりうることは、これまでも指摘されてきた。たとえば、事業者による財産の使用・収益は、資源の消費やイミッションの環境中への放出をともなうことがある。その意味では、財産権は環境汚染の権利を含みうるとされるのである。この場合、財産権は環境的な対立状況における両極を同時に保護するという特徴をもつ。財産権は環境汚染の原因であることもあれば、その犠牲者であることもあるということになろう。この点につき、とりわけ、松本和彦「環境汚染の自由の保障？」高田敏先生古稀記念論集『法治国家の展開と現代的構成』（法律文化社、2007年）307頁以下を参照。

³⁶ 桑原・前掲注31・43頁も同旨。これに対して、あくまで「環境権」という構成を前提としつつ、憲法13条で保障される「主観的」な環境利益を論じるものとして、松浦・前掲注30・155頁以下を参照。

を客観的に保護する必要がある場合である。個人の利益とかかわりがない、あるいは個人の利益に還元しようがないにもかかわらず、環境そのものを憲法上保護する必要があると主張し、国家に環境汚染への対応を要求するような場合にこそ、既存の権利ではカバーしきれない権利主張を根拠づけるものとして環境権が意味をもつ。このような意味において理解される環境権こそが「真正の環境権」であろう³⁷。

それでは、「真正の環境権」は憲法上成立しうるものであろうか。環境国家という理念からすれば、客観的な利益としての環境そのものを保護法益とすることは、憲法上、重要な意味をもつ³⁸。しかし、問題は、こうした法益の重要性が即座に主観的権利を構成するのにかである。この点、憲法に明文規定のない環境権をめぐることは、その憲法上の条文根拠について、13条および25条を根拠とする考え方が有力に主張されてきた³⁹。しかし、これらの議論は、必ずしも「真正の環境権」を前提とする議論ではなく、生命・身体・健康にかかわる法益や人格にかかわる法益の保護のために環境保全が要求されるケースをも包括した、広義での環境権について述べられたものであったように思われる。

「真正の環境権」に限っていえば、これを憲法上の権利として構成することには批判が強い。一般に憲法上の権利は、個人の主観的な利益を保護法益

³⁷ こうした限定的な意味において環境権を理解する論者としては、松本和彦が挙げられる。松本は、環境権の保護法益は「環境」そのものにあると見つつ、これを「個人の利益に還元し難い公共の利益」とする。松本・前掲注2・83頁を参照。また、桑原・前掲注31・43頁も同様の理解を示している。

³⁸ 大阪国際空港公害訴訟第1審判決（大阪地判昭49・2・27民集35巻10号1621頁）が、環境権の主張については否定しつつも、政府、公共団体は「環境保全のために公害防止の施策を樹立し、実施すべき責務」を有するとしたのも、このような観点から理解する必要があると思われる。

³⁹ 中山・前掲注18・21頁以下、中富公一「環境権の憲法的位置づけ」大石眞・石川健治編『憲法の争点』（有斐閣、2008年）180頁以下を参照。

とするものだと考えられており、特定の個人の利益に還元することができない「環境」は公共の利益に他ならないため、「そこに憲法上の権利が成立する余地は認め難い」とされるからである⁴⁰。たしかに、公共の利益を保護することは、公共の福祉の役割ではありえても、憲法上の権利の役割ではないであろう。憲法13条が「個人」の尊重を前提としつつ、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を保障することからすれば、個人の利益とはいえない環境利益の保護を追求する「真正の環境権」を13条に根拠づけるのは困難である⁴¹。

このことは憲法25条についても妥当する。25条もやはり、13条の「個人の尊重」を前提として、個人の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものであろう。だとすれば、そこにおいて追及されているのは、個人の「生存」という法益であり、全体的・客観的な意味での「環境」ではない。権利という観点からすれば、いくら両者の間に現実的な関連性があるとしても、個人の「生存」のなかに全体的な「環境」を読み込むことは13条の場合と同様に困難であるといわざるをえない⁴²。

さらに、「真正の環境権」と25条が保障する生存権との間には、その権利構造において大きな違いがあることも見過ごされてはならない⁴³。「真正の環境権」によって環境保全が要求される場合、その原因には、国家であれ、企

⁴⁰ 松本・前掲注2・83頁。また、松井茂記『日本国憲法（第3版）』（有斐閣、2007年）592頁が、「環境を享有するという利益を個人の権利として捉えることは困難」とするのと同じ趣旨と思われる。

⁴¹ 客観的・抽象的な価値や利益の保護を「個人の尊重」や「権利」概念のなかに安易に読み込むことが、個人の主体性の確保・維持という人間の尊厳（＝個人の尊重）保障の核心に対する国家の過剰介入をひき起こしうることについて、玉蟲・前掲注15・96頁以下を参照。

⁴² この点、松本・前掲注2・86頁での「個人には自己の利益を独占的に主張する資格はあっても、公共の利益を独占的に主張する資格はないのではないか」という問題意識が25条についても妥当する。

⁴³ この点については、小山剛「環境保護と国家の基本権保護義務」ドイツ憲法判例研究会編『未来志向の憲法論』（信山社、2001年）194頁を参照。

業などの私人であれ、誰かしらによる特定の環境汚染行為がある。原因者や原因行為が特定できない場合には、環境保全のための具体的な措置が決定できず、環境保全の要求そのものが空回りしかねないことからすれば、このことは当然であろう。しかし、これに対して、生存権にもとづく生存保護が要求される場合には、生存を脅かす原因者や原因行為が特定される必要はない。むしろ、貧困や疾病といった、原因なき、あるいは「偶発的な」生活の浮き沈みや不遇が原因であっても、生存保護は憲法上要求される。また、原因はどうあれ、権利者の生存そのものの危殆化が明確であれば、それに相応した生存保護のための措置も明確なものとなる⁴⁴。すなわち、具体的な加害行為を前提とする環境保全と、具体的な加害行為を必要としない生存保護とは、権利の発動条件や権利実現の前提が異なるのである。また、「真正の環境権」の場合、加害行為による被害者が存在せず、生存権の場合には加害行為は不明でも被害者が特定可能なかたちで存在するということも重要であろう。「真正の環境権」での「被害者」といえるのは、環境という公共の利益だけである。

この点、ドイツの憲法論においては、基本法2条1項ないし2条2項と結びついた基本法1条1項から、「環境上の最低限度の生活を求める基本権 (Grundrecht auf das ökologische Existenzminimum)」を導き出しうるとされる⁴⁵。この権利は、「最低限度の生活 (Existenzminimum)」⁴⁶

⁴⁴ その反面、いわゆる生存権の自由権的な側面が国家によって侵害されている場合であっても、必ずしも生存保障のために侵害行為の除去が要求されるとは限らない。たとえば、最低生活費非課税の原則を無視した課税は25条違反となりうるが、これによって引き起こされた生存の危険を、課税の禁止ではなく、公的扶助によって回避することは禁じられていないだろう。このように原因と保護措置との間に必ずしも関連がない点でも、環境権と生存権とは構造が異なる。

⁴⁵ たとえば、Hans Heinrich Rupp, Die verfassungsrechtliche Seite des Umweltschutzes, JZ 1971, S. 401ff., Rupert Scholz, Nichtraucher contra Raucher, JuS 1976, S.234, Kloepfer, a.a. O. (Fn.1), S.145 f. また、Callies, a.a. O. (Fn.10), S.300.

の内容をそれを可能にする最低限度の自然環境要素の維持へと拡大し、「著しく環境対立的な国家介入に対する防御」⁴⁷を憲法上根拠づけるものである。そして、この権利からすれば、国家はあらゆる不可欠の自然的環境要素（大気、土壌、水、動物相、植物相、地勢など）を、人間の生存にとって十分なレベルで維持することに配慮しなければならないとされる⁴⁸。たしかに、この権利は、基本法20条と結びついた基本法1条1項によって導き出される、社会国家原理の権利化ともいべき「最低限度の生活を求める基本権」⁴⁹を環境という面で表現したものにも見える⁵⁰。かりにそうだとすれば、この権利は日本国憲法上の生存権に近いものを根拠とする権利であるともいえるかもしれないし、憲法25条を根拠とする環境権論にも可能性が見出せるかもしれない。しかし、ここにいう人間の生存にとって不可欠の自然的環境要素はそれほど広い範囲をカバーする概念ではあるまい。ここに含まれるのは、たとえば呼吸可能な大気や飲用可能な水、あるいは食用に適した食品のような最低限の環境要素であろう。そうだとすれば、この権利はむしろ生命権や身体的自由のコロラリーである。この権利を主張する論者も、その多くが基本法2条2項（生命権および身体の不可侵性に対する権利）を根拠としていることからすれば⁵¹、やはりこの権利は生存権的構成の下で客観的な環境条件を保護法益とするものではなく、生命・身体・健康にかかわる法益の保護の延長上にあるものと理解すべきであろう。

⁴⁶ ドイツにおける「最低限度の生活」の保障については、玉蟲・前掲注15・191頁以下を参照。

⁴⁷ Ernst Benda, Verfassungsrechtliche Aspekte des Umweltschutzes, UPR 1982, S.243.

⁴⁸ Calliess, a. a. O. (Fn.10), S.300.

⁴⁹ この権利は、学説においては、Dürig, a.a. O. (Fn.19), Rn.43f. 以来の有力な理解であるが、連邦憲法裁判所の判例においては、2010年のハルツIV判決（BVerfGE125, 175）で明言された。ハルツIV判決の内容および評価につき、玉蟲・前掲注15・215頁以下を参照。

⁵⁰ 実際、カリエスはそのように見ている。Vgl., Calliess, a.a. O. (Fn.10), S.300.

⁵¹ たとえば、Kloepfer, a.a. O. (Fn.1), S.145f., Rupert Scholz, in: Teodor Maunz, Günter Dürig, Roman Herzog, Grundgesetz Kommentar, Art. 20a, Rn.18.

以上のことからすれば、「真正の環境権」を憲法13条や25条によって根拠づけることはできないというべきである。前述したように、環境そのものを保護することが客観的な法益として憲法上重要なものであることは否定すべきではない。しかし、だからといって、その法益の保護のために権利的な構成が必要であるとは限らないし、さらにそれが適切であるともいえない。少なくとも、環境そのものを保護法益とする「真正の環境権」が憲法上成立する余地はないだろう。

Ⅲ 環境権は国家に何を要求するのか

(1) 国家による侵害に対する防御

環境権の主張のうち、「真正の環境権」を除く、生命・身体・健康や人格、あるいは財産にかかわる法益を保護するための環境保全要求は、前述のように、憲法上、生命権・身体的自由、人格権および財産権によって根拠づけることが可能である。これらの憲法上の権利は、国家権力が個々人の権利によって保護された法益や自由に対して介入する場合、对国家的な防御権として作用する。このとき防御権は、国家に対して侵害の不作为を求める役割を果たす⁵²。すなわち、国家が自らの行為によって環境汚染を引き起こし、その結果、個人の生命権・身体的自由、人格権および財産権の保護領域に不当に介入することが禁じられるのである。

たとえば、国道43号線公害訴訟では、原告らが国道を通行する自動車の騒音や排ガスなどによって健康被害を生じていると主張し、国による道路の供用行為を差し止めることを求めた。このケースは、国家が道路を自動車の走行の用に供したことが、結果として環境悪化をひき起こし、それによって周辺住民らの身体・健康に対する害が生じていることを問題としている。すな

⁵² 小山・前掲注4・11頁を参照。

わち、環境権の主張のうち、身体の自由にもとづく侵害の防御が要求されていると見ることができるであろう⁵³。もちろん、直接に環境汚染を引き起こしているのは道路を通行する自動車等であり、それらと住民との関係は私法上の関係なのであるが、少なくとも住民と国との関係においては、侵害の防御を根拠づけるのは憲法13条である。本訴訟の控訴審判決が、憲法13条にもとづく差止請求を原則として容認し⁵⁴、「被害を受けている者が、その被害を将来に向けて回避するという観点から、直截に救済を求めるには、原因の除去を求めることが必要であると同時に、それで十分というべき」として国家に対する不作為請求の適法性を認めたことは、この観点から評価されよう。

また、伊達火力発電所訴訟においては、原告らが公有水面の埋め立てによる漁業権の侵害などを理由として、埋立免許処分および埋立竣功認可処分の取消しを求めた。ここでいう漁業権は、原告の主張によれば「漁民にとつては生存の基礎をなす生活権的財産権」であり、憲法25条、29条によって保障されるとされる。つまり、この訴訟においては、地方自治体による処分にもとづく火力発電所設置のための浚渫・埋立工事、さらには施設完成後の取水・排水などによって漁業環境が悪化し、それによって原告らの財産権が侵害されるとの主張がなされている⁵⁵。これは、環境汚染の原因が地方自治体による処分にあると見て、憲法29条を根拠に地方自治体による環境汚染行為

⁵³ ただし、第1審判決（大阪地判昭61・7・17民集49巻7号2014頁）によれば、原告らは人格権の一環として身体に関する権利を主張している。

⁵⁴ 控訴審判決（大阪高判平4・2・20民集49巻7号2409頁）は、「人は、平穩裡に健康で快適な生活を享受する利益を有し、それを最大限に保障することは国是であって、少なくとも憲法13条、第25条がその指針を示すものと解される」と述べる。ここでは、人格権による侵害防御が根拠づけられているといえよう。

⁵⁵ 第1審判決（札幌地裁昭51・7・29行裁集27巻7号1096頁）は、漁業権を「漁場計画制度を基盤として、行政庁の設権処分によつて与えられる権利であり」、「公共の水面を利用するという特質により、一般の財産権と異なる」とはしつつも、これが財産権の一種であること自体は否定していない。

の排除が要求された事例といえるであろう。

このように、国または地方自治体が自らの行為によって環境汚染を引き起こし、その結果、憲法上の権利を侵害しているとみなされる場合⁵⁶には、環境保全の要求は「国家による侵害に対する防御」を意味する。こうした要求は、憲法上の権利の防御権としての機能から説明されうるものである⁵⁷。

(2) 第三者による侵害に対する防御（保護）

防御権としての憲法上の権利が主張されうるような、国家の作為による環境侵害は、現実には環境汚染行為のごく一部にすぎない。現実には生じるほとんどの環境侵害は、企業活動などの私人の行為によって引き起こされるのである。ことに環境問題との関連においては、憲法上の権利の実現にとっての危険は、国家によってだけでなく、私人によっても生じうるということになる。さらに、現代の産業社会においては、国家の行為が私人の行為の前提条件となっているケースも多く見られ、国家的作用と非国家的作用との区別は相対化しつつある。しかし、私人による権利侵害に対して、憲法上の権利は

⁵⁶ III (2) においても述べるように、現代社会においては、環境汚染が国家自らの手によるものか、それとも国家によって保護された私人の手によるものかは、必ずしも明確に区分できない。たとえば、国家が大気汚染物質の希釈・拡散を促進するため高煙突化政策を実施した場合、これにもとづいて大気汚染物質を拡散させた私人の行為が結果的に広範囲での環境汚染を引き起こしたとすると、ここで汚染の責任を問われるのは国家であるのか、それとも私人であるのか。ドイツでは、こうした国家による政策の失敗による環境汚染を防御権（財産権）の侵害としても争った例がある（BVerfG, NJW1998, S. 3264）。この事例を紹介したものととして、清野幾久子「大気汚染に起因する森林被害の補償請求」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅲ』（信山社、2008年）333頁以下を参照。本文中で取り上げた国道43号線・伊達火力発電所の両ケースも、実際にはこうした複合事例である。

⁵⁷ 富永猛『『環境権』考（4）』八幡大学論集35巻2号（1984年）29頁以下を参照。富永は、防御権との関係で問題となる国・自治体の作為として、①典型的な公権力の行使たる行政行為、②公物・营造物の設置・管理を内容とする非権力的な管理（給付）作用、③国庫としての私的経済作用、④法的・事実的な「行政計画」の策定・変更、「行政指導」、「苦情処理」等の法外的事実行為までの全体が理念として含まれるとする（同30頁以下）。

直接的な効力を生じず、あくまで私法上の規範の解釈を通じて間接的に効力を及ぼすにとどまるとするのが、憲法学における通説的な立場である。この見解に立てば、憲法上の権利は私人による環境汚染行為の排除をもその直接的な効果として展開しうるわけではない。初期の環境権論が、憲法上の権利を出発点とはしながらも、私権としての性格を強調し、民法上の差止請求権の根拠としての機能を与えようとしたのも、一面においては、このような事情によるものであろう⁵⁸。

しかし、私人による環境侵害によって他の個人の生命・身体・健康や人格、あるいは財産にかかわる法益が害されている場合に、憲法は国家に対して何も要求しないのであろうか。かりに、あくまで国家は憲法によって自らの行為による環境侵害を禁じられているにすぎず、私人による環境侵害からの個々人の「保護」を命じられないとすれば、国家が環境保全に責任をもつという環境国家の国家像もその妥当領域を相当限定せねばなるまい⁵⁹。このことからすれば、国家は、私人による不当な法益侵害から個々人を保護すべき義務を負うというべきである⁶⁰。

環境国家を真摯に受け取るのであれば、次のように考えるべきであろう。個人の生命・身体・健康や人格、あるいは財産にかかわる法益は、一方において憲法上の権利として生命権・身体自由、人格権および財産権を構成する。これらの憲法上の権利は、前述したように、防御権として国家に対して侵害の不作为を要求する。国家による環境汚染行為と、その結果としての生命権・身体自由、人格権および財産権侵害が問題となる場合には、これら

⁵⁸ 大阪弁護士会環境権研究会・前掲注5・5頁以下（沢井裕執筆）、119頁以下（久保井一匡・川村俊雄執筆）を参照

⁵⁹ 環境国家を「事前配慮国家（Vorsorgestaat）」の一類型と位置づけるカリエスは、対国家関係と対私人関係を区別する基本権介入についての古典的シェーマは事前配慮国家の現実にはもはや合致しないと述べる。Vgl., Calliess, a.a. O. (Fn.10), S.309.

⁶⁰ 桑原・前掲注31・44頁。

の防御権を根拠とする侵害防御が行われる。他方で、生命・身体・健康や人格、あるいは財産にかかわる法益は、憲法上の客観法的原理をも構成し、第三者による侵害に対する防御（保護）を国家に命じる。これらが私人の環境汚染行為によって侵害されても国家に何の義務も生じないとするのであれば、それは環境国家の名に値しないであろう。したがって、国家には、私人の環境汚染行為から個人の生命・身体・健康や人格、あるいは財産を保護することが義務づけられる。環境保全はこの目的のために行われる具体的な保護のための活動である。これらの作用は、いずれも憲法によって直接要求される。

これらの作用のうち、後者の客観法的保護はいわゆる法的三極関係によって把握される構造を前提としている。環境汚染行為によって個人の生命・身体・健康や人格、あるいは財産といった法益を侵害する私人を P_1 、法益侵害を受ける私人を P_2 、国家を S とすると、憲法上の関係といえるのは、 $S \cdot P_1$ 間の関係と $S \cdot P_2$ 間の関係であり、 $P_1 \cdot P_2$ 間の関係は私法上の関係にとどまる。このとき、 P_1 と P_2 は S との関係において、それぞれ憲法上の権利（防御権）を有する。 P_1 にとっては、環境汚染行為の根底にあるのは、営業の自由や財産権といった経済的自由権であることが考えられる。これに対して、 P_2 が有するのは、生命権・身体的自由、人格権および財産権である。これらの権利は、それぞれ国家に対して侵害の不作为を要求するが、私法上の関係である $P_1 \cdot P_2$ の関係においては直接には効力をもちえない。しかし、実際には P_1 が自らの経済的自由の尊重を国家に要求し、環境汚染行為をその枠内で行ったことが、結果的に P_2 の生命・身体・健康や人格、財産に対する危害を生じている。このように、法的三極関係においては、憲法によって保障された自由が他者の法益の危殆化ないし侵害をひき起こしうるのである。この対立状況のなかで、双方の権利およびその背後にある法益を調整することは国家に義務づけられた事柄である。すなわち、憲法にもとづき国家が $P_1 \cdot P_2$ の両者に特定の法益保護のための権利を保障するのであれば、一方の法益

のみにとって有利な状況を作り出すことは許されず、両者の法益を両立可能なものとしなければならない。それゆえ、 P_2 の生命・身体・健康や人格、財産といった法益を保護するために、 P_1 の経済的自由権にもとづく環境汚染行為を制約することが要請されうるのである⁶¹。

このような法益調整のための客観法的保護にとっての憲法上の根拠は、公共の福祉である。一般に、公共の福祉は、人権内在的な他者加害禁止の原理をその内容として含む客観法的原理と理解されている。この客観法的原理の担い手ないし実現主体は国家であり、国家は他者加害禁止を含む公共の福祉を実現するために憲法上の権利を制約することが可能になる。これが、公共の福祉が人権制約根拠とされる所以である。しかし、公共の福祉は単に人権制約の正当化根拠として機能するだけにとどまらず、他者加害を防止し、そのために積極的に国家が行動する義務を基礎づけるというべきである。すなわち、公共の福祉に含まれる他者加害禁止という要請は、国家に対して立法や法の解釈・適用を通じてその実現を義務づける機能をも有すると解される⁶²。したがって、前述の例のように、 P_1 の環境汚染行為によって P_2 の憲法によって保護された法益が危険にさらされているような場合には、国家は公共の福祉にもとづいて両者の法益の調整を図り、必要とあらば環境保全を行う義務が生じるのである。

⁶¹ こうした要請が問題となったケースとしては、デュッセルドルフ空港の騒音被害について、国家に実効的な保護を提供する義務があるかが争われたドイツの事例がある。連邦憲法裁判所は、基本法2条2項の身体の不可侵に対する権利を根拠として、身体的法益を他者による違法な介入からそれを保護する義務があることを認めた（BVerfGE56, 54）。本決定については、松本和彦「身体の不可侵の権利と立法者の改善義務—航空機騒音決定—」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例（第2版）』（信山社、2003年）78頁以下を参照。

⁶² この点に関する私の見解につき、玉蟲由樹「日本国憲法における基本権保護義務論の可能性」憲法理論研究会編『憲法変動と改憲論の諸相』（敬文堂、2008年）161頁以下を参照。

（3）国家による義務の履行

以上のように、環境権の主張とその背後にある法益は国家に対して2つの義務づけを行う。すなわち、第1に、防御権というかたちで国家自らによる環境侵害の不作为を義務づけ（不作为義務）、第2に、公共の福祉にもとづいて第三者による環境侵害からの個々人の保護を義務づける（保護義務）。最後に、これらの義務の履行について、概括的に述べておく。

不作为義務の履行という面では、国家にはそれほど難しいことは要求されない。ここで重要なのは、国家が自ら環境汚染などを起こさないことである。国家は、人々の生命・身体・健康や人格、財産といった法益を侵害するような開発行為を自ら行ったり、あるいはそのような行為の根拠となる立法を行ったりしてはならない。防御権の図式からすれば、国家が積極的な行動に出ない限り、人々の法益は守られるのであって、環境もこれによって同時に保全されるはずである。しかし、前述したように、不作为義務が問題となり、この履行によって環境問題が解決するケースは、実際には稀である。したがって、立法もせず、私人の自由に介入もしないという典型的な不作为が要求されることも、環境問題との関連では稀であろう。

これに対して、保護義務の履行にあたっては、国家は多くのことを要求される。保護義務を履行するために国家が行うべきことは、第一次的には立法である⁶³。立法者は、生命・身体・健康や人格、財産といった法益保護を目的とした、適切な環境保全立法を行わねばならない。環境にかかわる問題状況においては、なによりもまず環境汚染を引き起こさないことが重要である。環境汚染は、ときに人の生命・身体・健康や人格、財産に対して、回復不可能な損害を与える。それゆえ、環境汚染については、事後的な、あるいは司法的な救済では実効性が不十分といわざるをえないのである。むしろ、事前

⁶³ 玉蟲・前掲注62・168頁を参照。

の、予防的な介入によってしか環境汚染の被害を食い止める方法はない。したがって、ここでいう環境保全立法とは、私人の環境汚染行為を防止するための規制立法を意味する。さらに保護義務の履行のために、行政権は、立法にもとづいて適切に規制権限を発動して私人の行為をコントロールしなければならない。現実的に私人による環境汚染を起こさせないためには、環境保全立法にもとづく適切な行政権限の行使がきわめて重要となろう⁶⁴。もちろん、行政権限が行使されるためには、そのための根拠を立法が十分に定めておく必要がある。また、環境保全が予防的な国家活動を要求するものであることからすれば、場合によっては行政権限の行使が私人の活動に対する過剰な介入となるおそれもある。その意味でも、第一次的な義務履行の責任を負う立法者の作用は重要なのであるが、環境保全においては立法・行政の効果的な協働があってはじめてその目的が果たせるというべきであろう。憲法上の法益に対する保護義務の履行においては、個々人の法益を「国家が侵害しない」ことではなく、「私人（第三者）に侵害させない」ことが要求されるのであり、このためには私人の活動に対する国家による積極的な介入が必要となるのである。

これらのことからすると、人の生命・身体・健康や人格、あるいは財産といった憲法上の法益を保護するためには、①国家が自らそれらを侵害する環境汚染を行わないこと（侵害禁止）、②私人によって行われている侵害的環境汚染をやめさせること（危険除去）、③私人による侵害的環境汚染を起こさせないこと（予防）、④すでに生じてしまった環境汚染を人の生命・身体・健康や人格、財産に危険を生じないレベルになるまで回復させること（改善）が、国家に課せられた憲法上の義務として導きうるであろうし、国家はこれらを主に立法・行政を通じて実現するよう要求されているといえるだろう。

⁶⁴ この点につき、桑原・前掲注31・45頁以下を参照。

IV 結びにかえて

本稿では、環境権にもとづく環境保全の主張について、その保護法益と国家に対する要求という観点での整理を行った。さしあたっての本稿の結論は次のようなものである。

まず、環境権にもとづく環境保全の主張のうち、生命・身体・健康や人格、あるいは財産にかかわる法益を保護することを目的とした主張は、憲法上、生命権・身体の自由、人格権（以上、13条）および財産権（29条）によって根拠づけることが可能である。すなわち、これらの法益の保護を目的とする環境保全要求は、既存の憲法上の権利の保護領域に含まれているものであり、環境権という新たな権利の構成を必要とするものではない。

これに対して、環境そのものを保護法益とする「真正の環境権」は、それを憲法上根拠づけることは不可能である。13条にせよ、25条にせよ、環境という客観的な法益を保護する機能を有しているとは考えられないため、これを権利のかたちで憲法が保障すると考えるのは無理がある⁶⁵。したがって、環境が客観的に保護に値する法益であることは否定しないにしても、「真正の環境権」のような権利的構成はできないというべきである。

生命・身体・健康や人格、あるいは財産にかかわる法益を保護することを目的とする環境保全要求は、国家に対して侵害の不作为義務を課すと同時に、第三者による侵害からの保護義務をも課すことになる。侵害の不作为義務が憲法上の権利の防御権としての作用から導き出されるものであるのに対して、保護義務は客観法的原理としての公共の福祉によって根拠づけられる。とりわけ、保護義務の履行のために、国家は適切な環境保全立法を行うこと、そ

⁶⁵ 結果的に、私の見解では、憲法25条は環境権の主張の根拠とはならないことになる。環境権を根拠づけると考えられるのは、今のところ13条と29条である。居住・移転の自由（22条）や、環境汚染行為の自由という意味での営業の自由（22条）も環境権の主張の一部とかかわりをもつかもかもしれないが、本稿では検討の対象外とした。

してそれにもとづいて私人の環境負荷行為を規制することを求められる。

こうした結論の一方で、本稿で取り残された問題も多い。本稿で明らかにできたのは、生命・身体・健康や人格、あるいは財産にかかわる法益からは、主観的な権利と客観法的な原理とが同時に生じ、権利に対応した保護義務（具体的保護義務）が憲法上根拠づけられるということにとどまる。環境汚染がこれらの法益や権利を侵害するような場合にのみ、具体的な保護義務も生じるということになるだろう。これに対して、環境国家と向き合う限りにおいて、環境そのものを保護することは客観的な利益として重要であると思われるが、これは権利を構成しなかった。権利に対応しない客観的・抽象的保護義務（純粋な環境保護義務）を憲法上根拠づけることが可能かどうかについては、なおも検討を要する⁶⁶。また、環境汚染行為に対する保護義務が生じるとする場合、これに対応した具体的な「保護請求権（Recht auf Schutz）」が生じるかどうかについても検討の余地がある。さらに、予防的観点からの環境保護措置がいかなる条件の下で正当化されるのかも、検討する必要があるだろう。

現行憲法上、「環境権」は存在していないし、憲法のなかに環境保護を直接に根拠づけるような文言があるわけでもない。しかし、本稿で示したように、憲法13条や29条からは、それを「環境権」と位置づけなくとも、環境保護にかかわる部分的な保障を導き出さう。これらの部分的保障とこれに対応する国家の義務とが、憲法と環境法制とをつなぐ役割を果たしていることは間違いがないであろう。

⁶⁶ この点、ドイツにおいて文化史跡の保護を公共の福祉に含まれる任務と解して、客観法的保護を展開した連邦憲法裁判所の決定が注目される（BVerfGE100, 226）。本決定については、玉蟲由樹「財産権制約と調整義務—史跡保護法決定—」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅲ』（信山社、2008年）339頁以下を参照。